

港灣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 港灣法施行令の一部改正

一 国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例

港灣法第四十三條の二十九第一項（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程第四條第三項の規定の適用については、国家公務員法第八十二條第二項に規定する特別職国家公務員等とみなすものとする事。

（第十五條の六関係）

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 関係政令の一部改正

地方財政法施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする事。

第三 附則

この政令は、港灣法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする事。